

安曇野市景観計画

安曇野市景観づくりガイドライン

【概要版】



安曇野市景観計画について

景観計画策定の背景と経過

良好な景観は、美しく風格のある地域の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであり、次の世代へ受け継ぐべき地域共通の財産です。

そのような良好な景観の形成を図るため、平成16年に景観法が制定されました。安曇野市では、より主体的かつ総合的な景観施策を行うため、平成22年に景観行政団体へ移行し、平成23年に安曇野市景観条例及び安曇野市景観計画を施行しました。また、令和3年及び令和8年にはこれまでの成果や課題等を踏まえ、景観計画を改定しました。

計画の目的と趣旨

本計画は、まちづくりの目標である「山岳と田園の育むよさを大切に、暮らしやすさをみんなで共有・継承できるまち」を実現するため、景観づくりの視点から、市民、事業者、行政等が協働で取り組むべき内容をまとめたものとなります。

計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

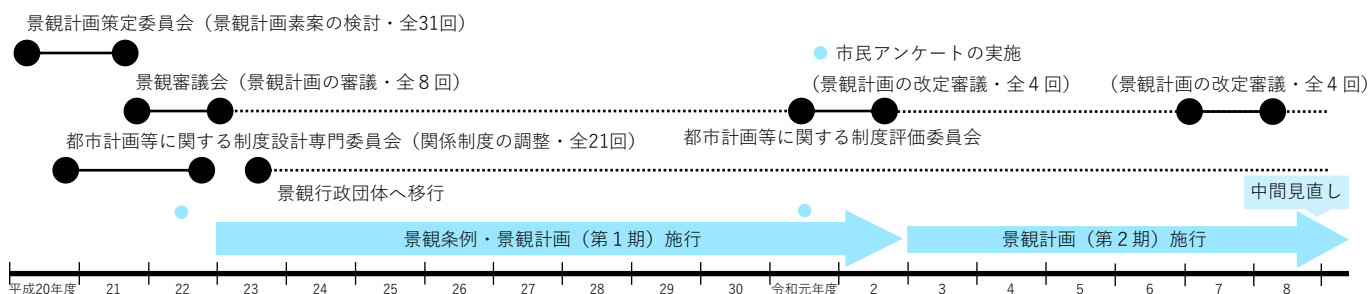


図 景観計画の策定及び改定の経過

安曇野市総合計画

安曇野市都市計画マスタープラン

即する

安曇野市景観計画

- 第Ⅰ部 景観づくりの方針
- 第Ⅱ部 景観づくりの基本事項
- 第Ⅲ部 景観づくりの推進方策

連携

調和
適合

安曇野市

土地利用基本計画

安曇野市

緑の基本計画
立地適正化計画
環境基本計画 等

図 景観計画の位置付け

景観づくりの目標

よい景観をつくることで「よりよい暮らし」につなげよう！

～心地よく暮らせて「ほっ」とできる安曇野の景観をめざして～

安曇野市には、常念岳をはじめとする北アルプスの山並み、水田の広がり、山麓から下流の田園の眺め、屋敷林といった、美しい景観が広がっています。

古くからある地域ならではの景観には「ほっ」とできる面持ちや雰囲気、安心感、落ち着き、言い換えれば「安らぎ」があります。

これからも、安曇野市に住みたい・暮らしたい、働きたい、行ってみたいと感じてもらえるまちとしていくためには、この景観のもつ「安らぎ」を大切に保ちながら、暮らしのなかの「心地よさ」を高めていくことができる景観づくりが大切です。

このような考えに沿った取り組みを進めることで、市民の暮らしの満足度や充実感を高め、よりよい暮らしの実現につなげていきたいと考えます。

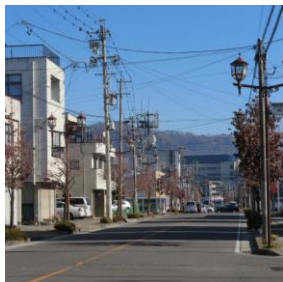


景観づくりの基本方針

エリア別の方針

景観づくりの基本として、景観計画区域における良好な形成に関する方針を、エリアごとに次のとおり定めます。

まちなかエリア



地域の個性や資源を活かしながら、それぞれの都市的機能や役割、醸し出す雰囲気に応じて、多様な人が集い、住まう空間として、心地よい景観づくりを目指します。

田園エリア



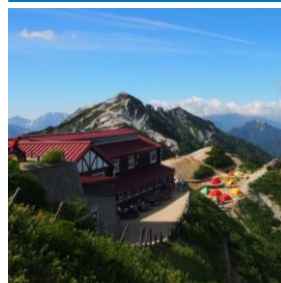
北アルプスの山並み、広がりのある田園、屋敷林に囲まれた集落、堰の流れなどが織り成す景観と調和した、緑豊かで質の高い景観づくりを目指します。

山麓・山間部エリア



良好な森林環境を保ちつつ、保養や観光利用の価値も高めながら、落ち着きと安らぎを感じさせる景観づくりを目指します。

山岳エリア



日本を代表する自然の風景地の一つとして、中部山岳国立公園の良好な自然環境と景観を保護していきます。

多様な要素を活かした景観づくりの方針

安曇野の景観を構成する重要な要素となっている緑や水辺は、エリアの区分を超えて存在するものです。これらに関する今後の景観づくりの方針を、次のとおり定めます。

緑化の推進と緑の維持管理



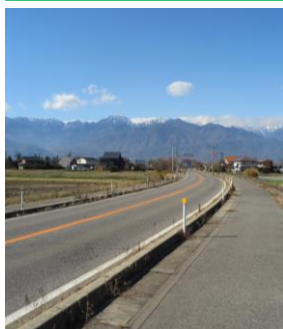
土地利用制度との連携により、田園の広がりの中で連なって見える屋敷林や河畔林、広がって見える農地等の既存の緑の一体感や連続性を維持するため、新たな建築物や工作物の立地を適正に誘導します。

水辺の保全と活用



まとまった緑となる河畔林をまもり育てるとともに、網目のように流れる堰や河川など水路の一部を活かした散歩道を緑と一体でつなげる取り組みを展開させ、水と緑が連続する安らぎある空間づくりを進めます。

道路景観の保全



主要な幹線道路や自転車道など良好な眺望景観を満喫できる路線において、誰もが「心地よさ」を実感し、もてなしの心あふれる空間づくりを進めます。

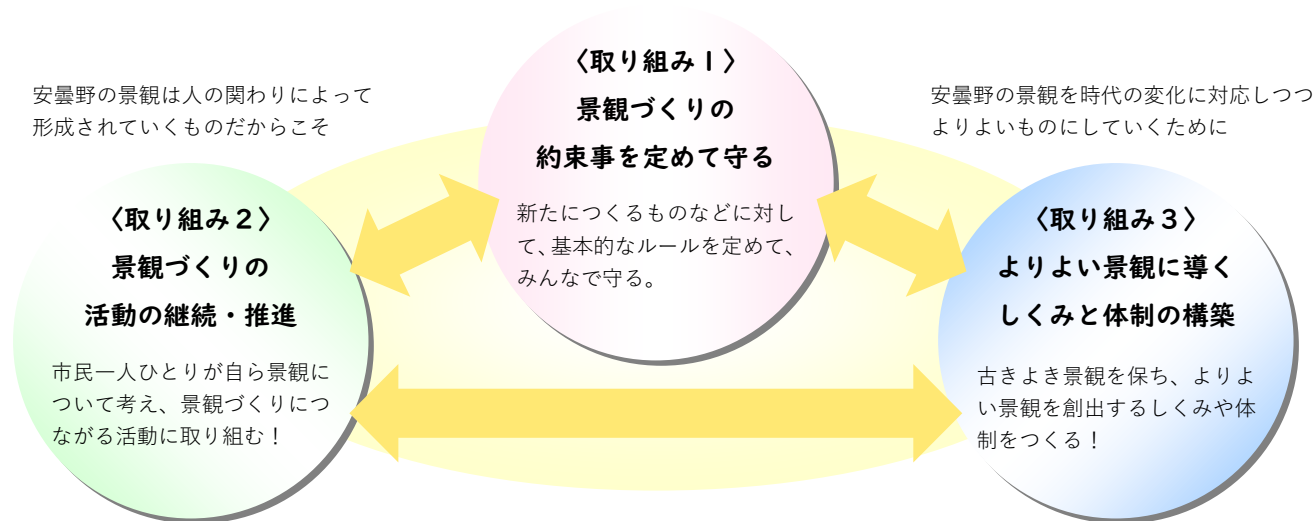
良好な眺望を享受できる視点場の保全



公園や観光施設など良好な眺望を享受できる市内各所の視点場を保全するとともに、その眺望の対象となる建物などについては特に形態的な配慮を促します。

景観づくりの取り組み方策

目標とする景観づくりを実現させていくために必要な取り組みを以下の3つに大別し、景観づくりを推進するための具体的な方策を次のとおり整理します。



景観づくりの制度

景観形成活動の支援ツール

○景観づくり住民協定

一団の土地の所有者等の合意により、対象区域における自主的な景観のルールを定め、守り育てるための「景観づくり住民協定」を締結できます。現在、市内24箇所で締結されており、建物の配置や色彩、屋外広告物などに関する区域独自のルールが設定されています。

○景観づくり重点地区

景観上の一体性がある区域で、よりきめ細かな景観づくりが必要な場合、「景観づくり重点地区」に指定できます。同地区ではエリア方針と調和を図りつつ、独自の景観方針や基準を定めることができます。現在、「西山山麓重点地区」が指定されています。

※ 上記以外にも、「景観づくり市民団体」、「景観地区」、「景観協定」、「景観協議会」「景観整備機構」といった制度があります。

※ 詳細については、景観計画をご覧ください。担当窓口へお問い合わせください。



写真 景観づくり住民協定の活動
(安曇野真々部・小倉梓橋停車場線)



写真 景観づくり住民協定路線
(展望の里常念岳線)

景観上重要な構成要素の保全・向上を図る制度

○景観重要眺望点

市は、とくに保全を図る必要性の高い視点場を「景観重要眺望点」として指定します。

現在、市内では8箇所が指定されています。

※ 上記以外にも、地域の景観上重要な構成要素の積極的な保全や向上を図るため、それらを「景観重要樹木」「景観重要建築物」として指定する制度があります。

※ 詳細については、景観計画をご覧ください。担当窓口へお問い合わせください。

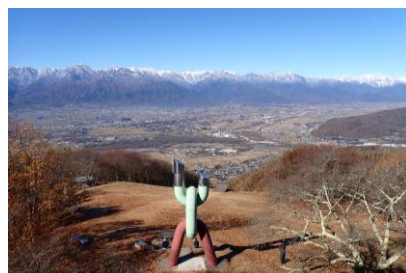
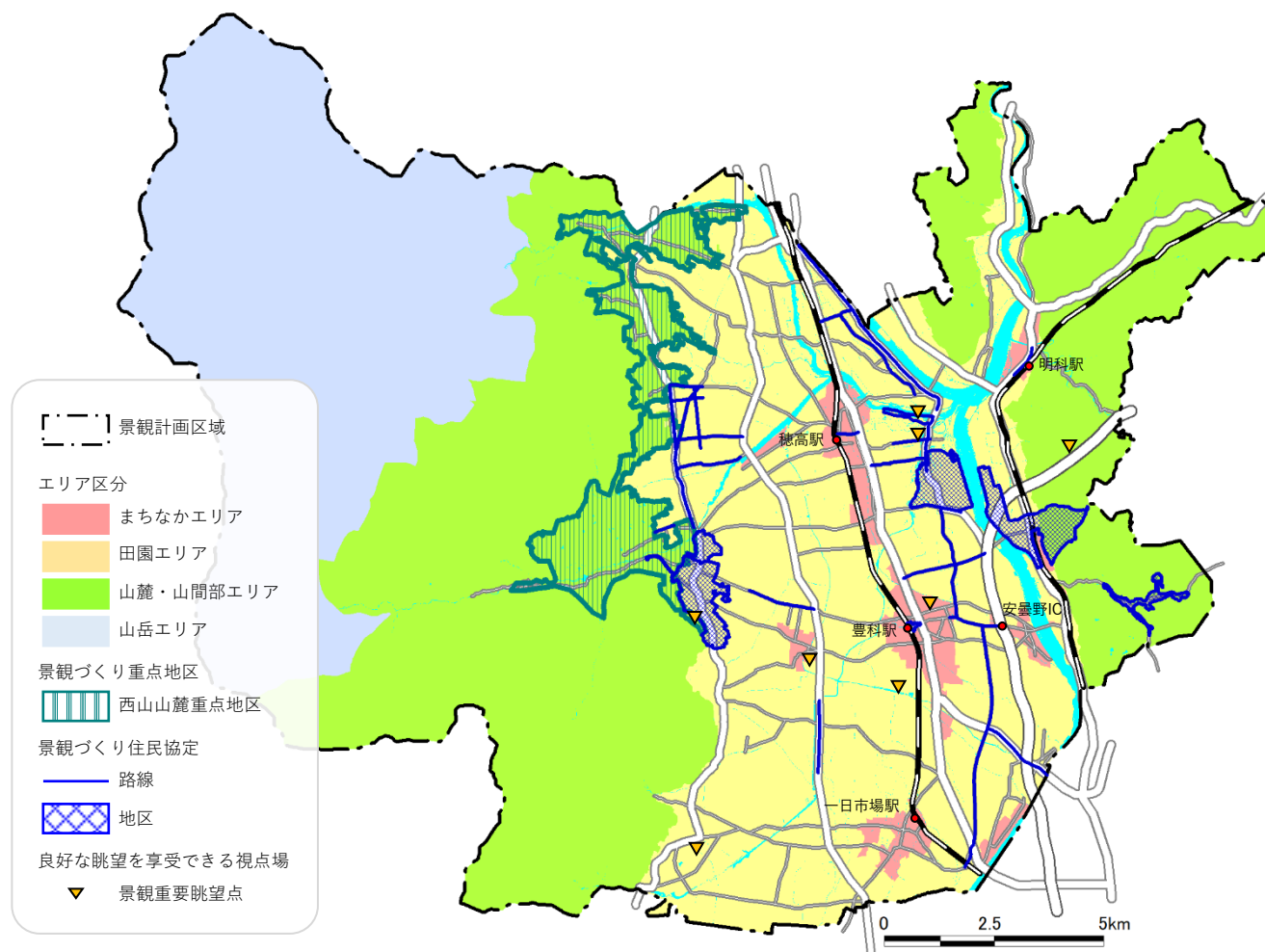


写真 景観重要眺望点（長峰山）

景観計画のエリア区分と景観づくり重点地区等の位置

景観計画区域（景観法に基づく景観計画の区域）は、本市域全域とします。

景観計画区域は、地形的条件や土地利用の現況を踏まえて4つのエリアに区分します。



景観づくりの進め方

- 景観審議会における審議を継続的に実施し、着実に計画を実践します。
- 市民アンケートや景観重要眺望点からの定点観測等を通じて施策効果を検証し、景観審議会を経て必要に応じて計画の改定・更新を行います。
- 関係機関などとの連携や協議が必要となる場合には、組織横断的な検討が行えるしくみを整え、体制を強化していきます。



写真 景観審議会

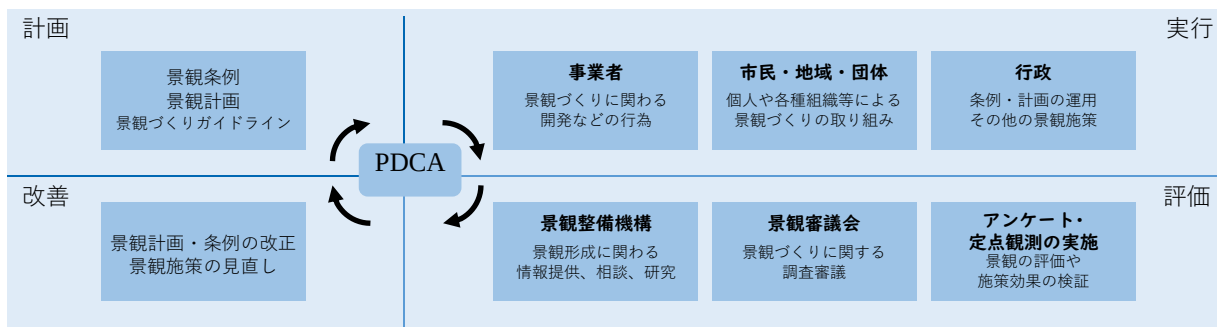


図 計画運用のしくみ

安曇野市景観づくりガイドラインについて

景観づくりガイドラインは、景観計画で定めている基本的な手続きや遵守すべき基準に、よりよい景観づくりのための配慮事項などを付け加え、それらをイラストなどで分かりやすく示したものです。市民の方々をはじめ事業者、設計者、施工者など多くの方々に景観づくりの参考書として幅広く活用されることを目的としています。

景観づくりの基本的事項

場を読み周囲を見る視点

景観計画では市内を4つのエリアに分け、景観づくりの方針や基準を設定しています。したがって、新たな建築物や工作物をつくる際は、その行為地が属するエリアや地区の景観づくりの方針・基準を把握し、現地で周囲の景観の特徴をよく確認しましょう。

「エリアの方針」と「景観要素における配慮」

まちなかエリア



地域特性に応じ多様な人が、集まり、住まう、心地よい景観づくり

田園エリア



山並みや田園、屋敷林、堰などが織り成す緑豊かで質の高い景観づくり

山麓・山間部エリア



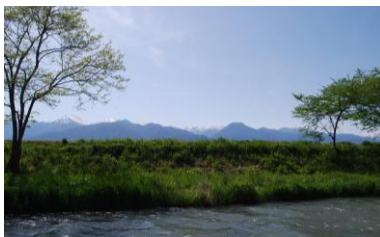
良好な森林環境を保ちつつ、落ち着きと安らぎを感じさせる景観づくり

緑の連なり



森林や河畔林、屋敷林、社寺林など緑の連なりを大事にする

水の連なり



河川や堰などの水の流れや水辺からの眺めに配慮する

道の連なり



沿道では、自動車や自転車、歩行者の目線を考慮する

周囲から眺めて見る視点

建築物や工作物は、景観の構成要素の1つとして「見られる（眺められる）風景」になります。したがって、新たに建築物や工作物をつくる際は、周囲からの対象の見え方を確認しましょう。

眺望軸からの眺め



眺望軸上にある地点を視点場にして、建築物や工作物が視対象になる場合には、特に景観の配慮が必要です。

視点場から対象までの距離

○周囲の建築物と一群になって見える距離
周囲の建築物から突出して見えないようにし、景観に調和する色彩にする。



○周囲の建築物と一群になって見える距離
周囲の建築物から突出して見えないようにし、周囲のしつらえを工夫する。

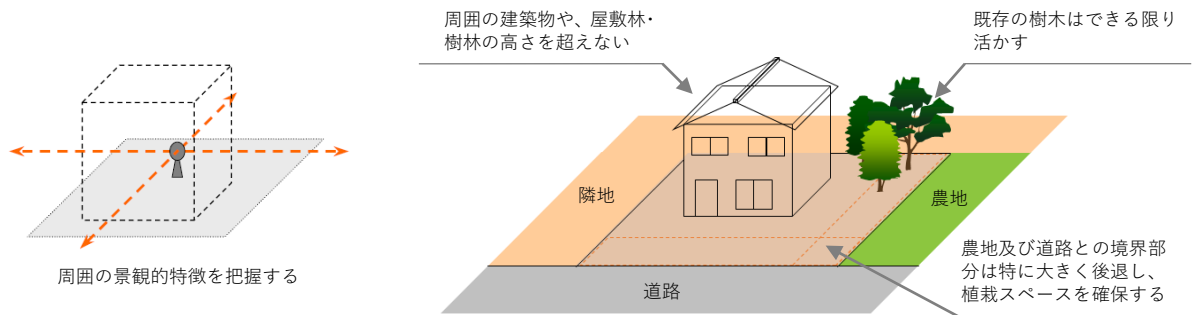
視点場から対象が見える角度

○見下ろす視点場「俯角」
遠方を見下ろす視点場から見える場所では、その方向からの見え方に配慮する。



○見上げる視点場「仰角」
見上げる角度に応じて、良好な景観を阻害しない高さを考える。

基準と配慮事項Ⅰ 〈規模・配置〉



立地（安曇野市の適正な土地利用（土地利用条例）に関する条例に基づく基準）

安曇野市内で開発事業（建築物や工作物の建築、用途変更など）を行う際には、安曇野市土地利用基本計画における基本区域ごとに定められた立地基準に適合する必要があります。

まちなかエリア

- 拠点市街区域
豊科・穂高拠点地区
用途地域に応じ建築基準法に定められた基準の範囲で立地が可能
- 三郷・堀金・明科拠点地区
準用途地域に応じて土地利用基本計画に定められた基準の範囲で立地が可能
- 準拠点市街区域
用途地域に応じ建築基準法に定められた基準の範囲で立地が可能

田園エリア

- 田園居住区域
戸建住宅、共同住宅、長屋などの立地が可能
⇒一戸当たり敷地面積が概ね250㎡以上、高さが12m以下などの要件あり
- 田園環境区域
戸建住宅、寮などの立地が可能
⇒一戸当たり敷地面積概ね300㎡以上、開発事業面積概ね1,000㎡以下、高さが10m以下、農家住宅・分家住宅以外の戸建住宅の場合は基本集落及び道路に3辺以上接続、寮などは事業所の従業員専用などの要件あり

山麓・山間部エリア

- 山麓保養区域（西山山麓重点地区）
戸建住宅、寮などの立地が可能
⇒一戸当たり敷地面積は概ね500㎡以上、建築物の高さ10m以下などの要件あり
- 森林環境区域の一部
（中部山岳国立公園に該当しない区域）
⇒一戸当たり敷地面積概ね300㎡以上、開発事業面積1,000㎡以下、高さが10m以下などの要件あり

規模（高さ等基準）

- 土地利用基本計画に記載されている規模に関する基準に適合するものにしてください。
- 市内全域において、屋上突出物や屋外広告物等も含め、最高でも高さ30mを超えないものとしてください。

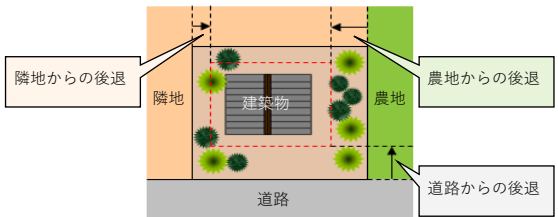
エリア	土地利用基本区域等	高さ基準
まちなかエリア	第1・2種低層住居専用地域	10・12m以下
	上記以外（景観計画）	30m以下
田園エリア	田園居住区域	12m以下
	田園環境区域	10m以下 （工業施設以外）
山麓・山間部エリア	山麓保養・森林環境区域	10m以下
市内全域（景観計画）	—	30m以下

※ 代表的な基準を一部抜粋したものです。詳細はお問い合わせください。

配置（壁面後退基準）

エリアごとの特性を踏まえて、表に定める基準以上のゆとりを持った建物配置の計画をしましょう。

- まちなかエリア まち並みの連続性に配慮した配置
- 田園エリア 敷地にゆとりのある配置
- 山麓・山間部エリア 樹林を活かした配置



エリア			道路		道路以外		水準
まちなかエリア			—		—		数値基準なし※2
田園エリア			2 m		農地 2 m	隣地 1 m	推奨基準
山麓・山間部 エリア	山麓保養区域 （西山山麓重点地区※1）	戸建・兼用 住宅、別荘	道路 5 m	主要道路※110m	3 m（同意あれば 1 m）		遵守基準
		上記以外	道路 5 m	主要道路※110m	10 m（同意あれば 5 m）		遵守基準
	森林環境区域		5 m		3 m		推奨基準

※ 建物の壁面からの距離であり、基準線（通り芯）からの距離ではありません。カーポート等のように柱だけの建物の場合は、柱面からの距離で算定します。

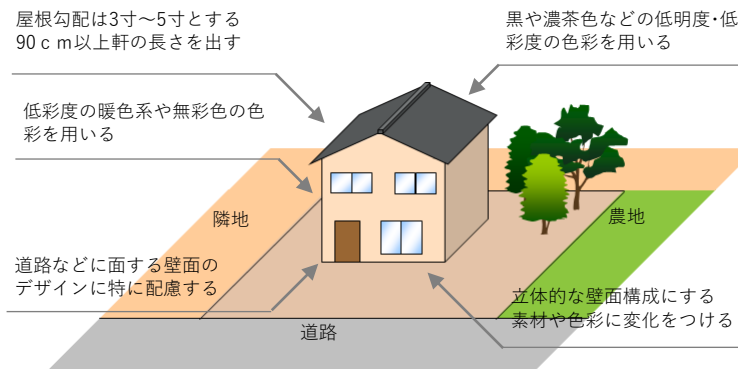
※ 隣地所有者の同意がある場合、基準が緩和されることがあります（同意書の提出が必要）。

※ 田園エリア、山麓・山間部エリアにおいて後退距離の確保が難しい場合は、担当窓口へお問い合わせください。

※ 1 西山山麓重点地区の詳細な範囲及び主要道路については、担当窓口へお問い合わせください。

※ 2 第1種低層住居専用地域（穂高）や地区計画の一部では、外壁の後退距離の限度が定められています。

基準と配慮事項Ⅱ 〈形態・意匠〉



景観になじみやすい建築素材・色彩の使用



昔から使用されてきた石や木材、瓦などの建築素材の色は「慣例色」と呼ばれ、現在も多くの建築物で用いられています。
色相：5YR～5Y、N 彩度4以下

屋根

○屋根勾配を3寸～5寸とすることで、周囲の山並みの傾斜と調和し、山並みの角度にあって、景観になじみやすくなります。

○軒の出の長さは90cm以上とすることで、建物の形態が安定して見えます。



山並みの角度に合った屋根勾配

壁面

○伝統的な建築物の意匠を用いたり、その良さを活かして現代風にアレンジした意匠を用いたりすることで、景観的調和を図ることができます。

〈安曇野の伝統的な民家の意匠の特色〉

- ・軒の陰影や軸組みによって「線」で構成される
- ・下屋や下見板の設置によって下部に重みがかかる
- ・木や瓦、漆喰などの自然素材が用いられる

〈継承型〉
伝統的意匠の継承



付け柱や下見板風の意匠を用いて伝統的な意匠を継承する。

〈調和型〉
現代風アレンジ



景観になじみやすい暖色系の色彩を壁面に用い、十分な軒の出と下屋を設ける。

色彩

○屋根及び壁面の基調色については、景観計画に定められたマンセル値の範囲内としましょう。

ただし、強調色(外壁のアクセントとして使用する各面の立面積の1/10以下の色、屋根色は除く)、本地域の伝統的な色彩、非着色の素材色は、適用除外とします。

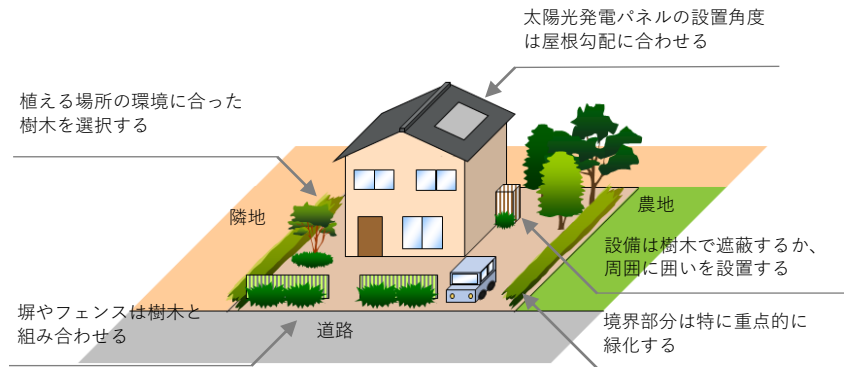
〈景観になじみやすい色彩の例〉

	無彩色	有彩色
屋根	明度 3～4 ブラック ダークグレイ	彩度 2 以下 ブラウン、ダークグリーン
外壁	明度 5～9 グレイ	色相 R/YR/Y、彩度 4 以下 ベージュ、ライトブラウン
	景観になじみやすい低彩度の暖色系や無彩色の色彩を用いましょう。 エリアの特性や建築物の用途に応じた色選びを行いましょう。	田園・山麓山間部エリアでは彩度 1 以下が望ましい。 カラードグレイ

		推奨基準				遵守基準	
		まちなか		田園・山麓		市内共通	
		屋根	外壁	屋根	外壁	屋根	外壁
彩度	R 赤	3	4	3	3	8	6
	YR 黄赤	3	6	3	6	8	6
	Y 黄	2	3	2	2	4/6	4
	GY 黄緑	2	1	1	1	4	4
	G 緑	2	1	1	1	4	3
	BG 青緑	2	1	1	1	4	3
	B 青	2	1	1	1	4	3
	PB 紫青	2	1	1	1	4	3
	P 紫	2	1	1	1	4	3
	RP 赤紫	2	2	2	1	4/6	4
明度		2～6	4～9	2～5.5	5～9	8	—

※ 屋根遵守彩度：5Y以下-6・5Y超-4、10RP未満-4・10RP-6
※ 彩度は上記の数値以下が基準です。

基準と配慮事項Ⅲ 〈周囲のしつらえ〉



緑化

エリアごとの特性を踏まえて、以下に定める基準で緑化の計画をしましょう。

- まちなかエリア まち並みの連続性に配慮した緑化
- 田園エリア 周辺の田園環境と調和する緑化
- 山麓・山間部エリア 既存の樹林や在来種を活かした緑化

〈緑化率の推奨基準〉

各エリアの特性に合わせて、空地面積に対する緑化率の推奨基準（目安）を設定しています。

まちなかエリア	20%
田園エリア	30%
山麓・山間部エリア	45%

※ 緑化率は、長期の視点で最終的に目指す目安とする数値で、しゅん工時点で、この数値を満たすことを求めるものではありません。

〈緑化率の計算方法〉

緑化率は、次の計算式により算出します。

$$\text{緑化率} = \frac{\text{緑化点数}^{\ast 1} \text{の合計}}{\text{空地面積}^{\ast 2}} \times 100$$

※1 植栽の種類に応じ設定した係数を植栽の数量に乘じて算出した値

※2 敷地面積から建築面積及び敷地延長面積を除いた面積（以下「建物等面積」という。）

〈緑化率の算出例〉

右図（例）は、田園エリアに該当する土地を例としています。この条件をもとに緑化率を算定すると、以下のようになります。

$$\text{緑化率} = \frac{61.0(\text{緑化点数})}{181\text{m}^2(\text{空地面積})} \times 100$$

$$\approx 33.7\% \geq 30\%$$

⇒ 当該エリアの緑化率の基準を満たす

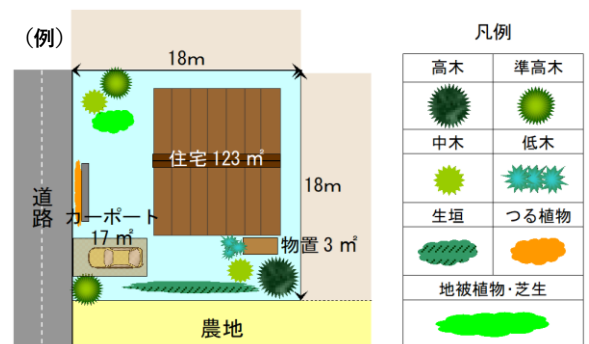
〈緑化点数表〉

分類 ^{※1}	要件	係数 ^{※2}
高木	高さ4m以上・1本につき	14.0
準高木	高さ2.5m以上4m未満・1本につき	9.0
中木	高さ1m以上2.5m未満・1本につき	4.0
低木	高さ1m未満・1本につき	0.5
生垣	高さ1m以上・水平距離1mにつき	1.5
つる植物	木本、多年生草本・延長距離1mにつき	0.5
地被・芝生	木本・多年生草本のみ ^{※3} ・面積1㎡につき	1.0

※1 既存樹木も緑化面積の算定対象となります。

※2 樹木などの種類ごとに設定された点数は将来的に生長が見込まれる樹冠面積または水平投影面積に相当します。

※3 一年生草本は緑化面積の算定対象としません。



緑化点数
算出

該当エリア：田園エリア（緑化率30%以上）
敷地面積：324㎡
建築等面積：143㎡（住宅＋物置＋カーポート）
空地面積：181㎡（敷地面積－建築等面積）

分類	×	係数	=	数量	緑化点数
高木		14.0		1 本	14.0
準高木		9.0		2 本	18.0
中木		4.0		2 本	8.0
低木		0.5		1 本	0.5
生垣		1.5		10 m	15.0
つる植物		0.5		5 m	2.5
地被・芝生		1.0		3 ㎡	3.0
合計					61.0

届出の対象

安曇野市内全域で下記の行為を行おうとする場合には、着手の30日前までに届出が必要です。

	行為の種類	届出対象規模
建築物	新築・増築等	床面積10㎡超
	外観の変更 ^{※1} （修繕・模様替え・色彩の変更）	変更面積25㎡超
工作物	新設・増設等	プラント類、車庫 ^{※2} 、 貯蔵・処理施設類
		高さ10m超 又は築造面積20㎡超
	電気供給等施設等 ^{※3}	高さ8m超
		その他の工作物 ^{※3}
その他	高さ5m超	
	外観の変更 ^{※1} （修繕・模様替え・色彩の変更）	変更面積25㎡超
	開発行為、土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘、 その他の土地の形質の変更	面積300㎡超 又は法面・擁壁の高さが1.5m超
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、 その他の堆積	面積100㎡超 又は堆積の高さが3m超

※1 屋根及び外壁の塗装を含む。なお、既存と同一の色彩で塗り替える場合も含む。

※2 自動車車庫（建築物とならない機械式駐車施設）の用途に供する施設

※3 建築確認が不要となる電柱、鉄塔などは除く。



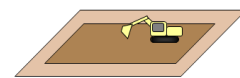
新築
床面積10㎡超



増築
床面積10㎡超



外観の変更
変更面積25㎡超



開発行為
面積300㎡超

主な遵守基準

届出対象行為については、景観計画に定める基準に適合させる義務があります。

主な基準（抜粋）については、下記のとおりです。詳細は、景観計画をご覧ください。

	まちなかエリア	田園エリア	山麓・山間部エリア
規模	北アルプスへの眺望をできるだけ阻害しない規模、建築物などと敷地の釣り合いのとれた高さとする。	（まちなかエリアと同じ）	周囲の景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物などと敷地の釣り合いのとれた高さとする。
配置 （数値基準あり）	周囲と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道空間を構成するよう努めること。	道路からできるだけ後退するとともに、道路側に空地を確保するよう努めること。	道路側に既存林を残せるように、後退するよう努めること。
屋根	建築物などの上部及び正面のデザインに特に留意すること。	背景の山並みや周囲の建築物の屋根形状との調和に努めること。	周囲の樹林や建築物などとの調和に努めること。
壁面	大規模な平滑面が生じないよう、陰影などの処理に配慮すること。	（まちなかエリアと同じ）	（まちなかエリアと同じ）
色彩 （数値基準あり）	けばけばしい色彩とせず、周囲の景観と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調とすること。	（田園エリアと同じ）
緑化	表通りなど、道路に面する側は、できるだけ緑化し、まち並みの統一感や緑の連続性の創出に努めること。	集落の縁辺部や分譲地の周囲など、遠方から見える側は、中高木の樹木を活用し、眺望景観としての調和や緑の連続性の確保に努めること。	周囲が樹林に囲まれている敷地では、既存の樹林をできるだけ残し、やむを得ず伐採する場合には、代替する樹木を植えるなど、緑量の維持に努めること。

届出の方法

届出の際の提出書類

行為の種類に応じて、次の書類を正副2部提出してください。

<建築物・工作物>

名称	内容	建築物の建築等	外観変更
行為の届出書	景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号）	○	○
位置図	行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面（1/2,500以上）	○	○
配置図	行為を行う土地の区域内における建築物又は工作物の位置を表示する図面※1（1/100以上）	○	△
立面図	建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図（1/100以上）	○	○※2
現況写真	行為を行う土地及びその周辺状況を示す写真（2方向以上から撮影）	○	○※2
外構平面図	植栽、門、垣、柵、塀、敷地内通路等の敷地内の外部構成を表示した図面（1/100以上）	△	—
屋外施設図	屋外の配管、室外機その他の設備の位置形状等を明らかにする図面	△	—
完成予想図	市長が指示する地点からその敷地及び周辺を撮影した写真に、その建築物又は工作物の透視図を合成し、将来の景観を予想した図面	△	—
開発設計図書	都市計画法施行規則第16条第4項の規定により作成した現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図及び擁壁の断面図	△	—
チェックシート	エリア及び種別に応じた様式を使用すること	○	○
委任状	届出者以外が届け出る場合のみ提出	△	△

○：提出が必要な図書 △：必要に応じて提出が求められる図書 / 提出書類は全て押印省略可

※1 建築物の新築の場合に限り、植栽計画を表示してください。なお、その場合は外構平面図を省略できます。

※2 外観変更の場合に限り、立面図及び現況写真の提出は兼ねることができます。

<その他>

名称	内容	開発行為等	物件等の堆積
行為の届出書	景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号）	○	○
位置図	行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面（1/2,500以上）	○	○
現況写真	行為を行う土地及びその周辺状況を示す写真（2方向以上から撮影）	○	○
開発設計図書	都市計画法施行規則第16条第4項の規定により作成した現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図及び擁壁の断面図	△	△
施工計画図	土地形質の変更に係る設計図又は施工方法を明らかにする図面（100分の1以上）	○	—
堆積計画図	堆積する場所及び方法を明らかにする図面（100分の1以上）	—	○
チェックシート	エリア及び種別に応じた様式を使用すること	○	○
委任状	届出者以外が届け出る場合のみ提出	△	△

○：提出が必要な図書 △：必要に応じて提出が求められる図書 / 提出書類は全て押印省略可

<補足>

○図書の縮尺は行為の規模の大きい場合など、所定の縮尺で適切に表示できない場合には、適切と認める縮尺で表示することができます。

○立面図では、露出する建築設備及び各部分の仕上げを記載し、着色その他適当な方法で表示してください。また、必要に応じて、隣地物件を合わせた表示を求めることがあります。

○色彩は、日本塗料工業会の「塗装用標準見本帳」や「JIS標準色票」で確認し、マンセル表色系で表示してください。

○上表で提出が必要とされている図書であっても、市長が必要ないと認めるときは、省略することができます。

行為完了後の提出書類

行為の完了後は、完了届及び以下の図書を提出する必要があります。

名称	内容
完了届	景観計画区域内における行為の完了届（様式第7号）
完了写真	色彩、壁面後退距離等の景観計画において数値基準が定められている事項が確認できるよう、適切な角度及び距離から撮影した写真

<補足>

○軽微な変更の有無を確認してください。※軽微な変更に該当するか不明な場合は、事前に担当窓口へご相談ください。

手続きの流れ



事前協議の対象

安曇野市内全域で下記の規模を超える行為を行おうとする場合には、土地利用条例に基づく手続きを開始しようとする日^{※1}の60日前までに事前協議が必要です。

行為の種類		協議対象規模
建築物	新築・増築等	高さ20m超
		建築面積1,000㎡超
工作物	新設・増設等	高さ20m超
		築造面積1,000㎡超
土地の形質の変更※2		敷地面積5,000㎡超

※1 事前協議の提出時期については、適用される手続きに応じて取り扱いが異なります。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

※2 建築物の建築等又は工作物の建設等の用に供する土地の形質の変更。ただし、以下の行為を除く。

- (1) 一戸建て住宅の分譲開発
- (2) 地区土地利用計画に基づく工場用地の分譲開発

事前協議の方法

提出書類

次の書類を正副2部提出してください。

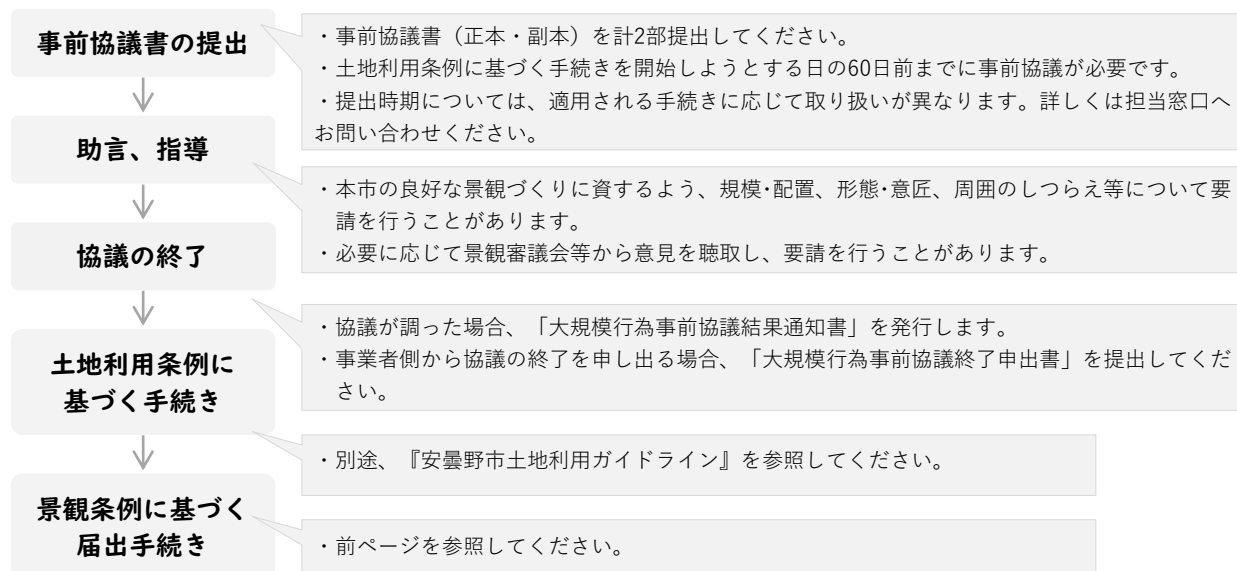
名称	内容	建築物の建築等	土地の形質変更
事前協議書	景観計画区域内における大規模行為事前協議書（様式第2号の3）	○	○
位置図 ^{※1}	行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面（1/2,500以上）	○	○
配置図 ^{※1}	行為を行う土地の区域内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（1/100以上）	○	○
立面図 ^{※1}	建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図（1/100以上）	○	—
現況写真	行為を行う土地及びその周辺状況を示す写真（2方向以上から撮影）	○	○
完成予想図 ^{※1}	市長が指示する地点からその敷地及び周辺を撮影した写真に、その建築物又は工作物の透視図を合成し、将来の景観を予想した図面	○	○
チェックシート ^{※2}	事前協議用チェックシート	○	○
委任状	届出者以外が届け出る場合のみ提出	△	△

○：提出が必要な図書 △：必要に応じて提出が求められる図書 / 提出書類は全て押印省略可

※1 各図面は、行為の概要が確認できる程度の簡易なもので差し支えありません。

※2 事前協議用チェックシートについては担当窓口までお問い合わせください。

手続きの流れ



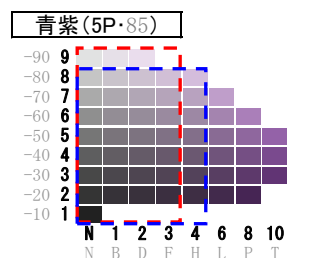
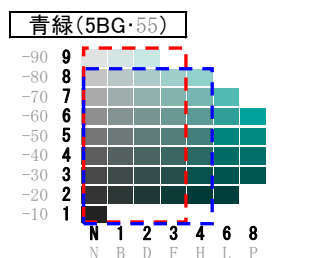
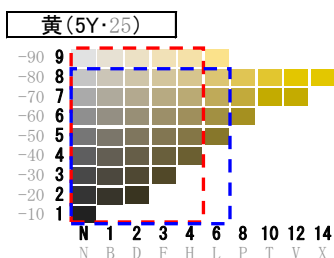
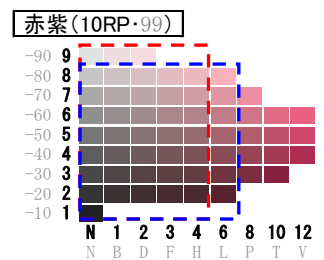
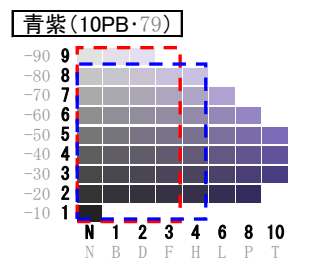
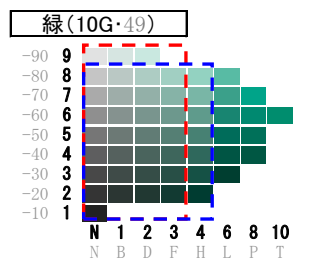
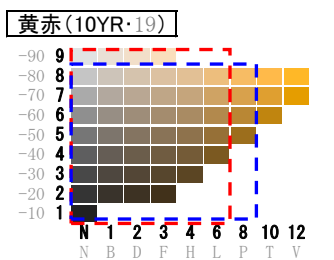
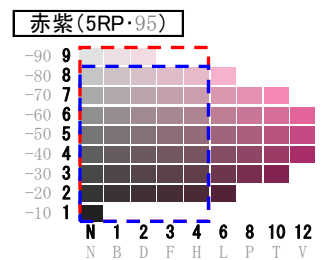
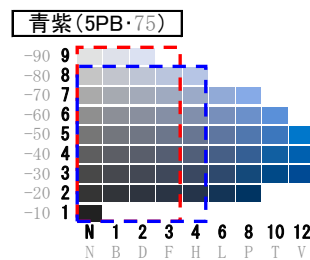
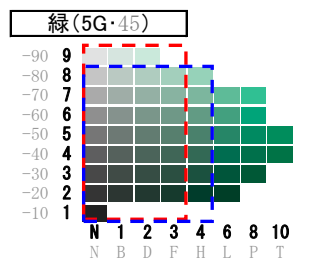
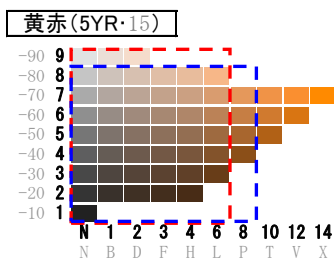
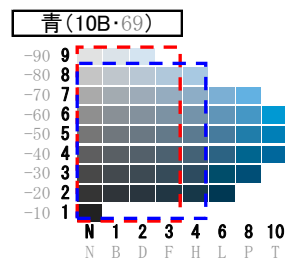
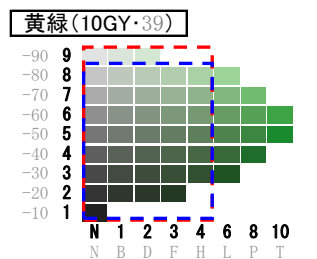
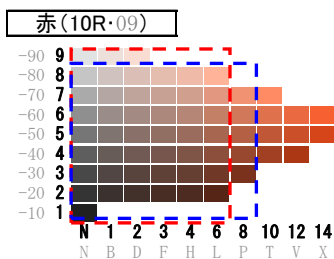
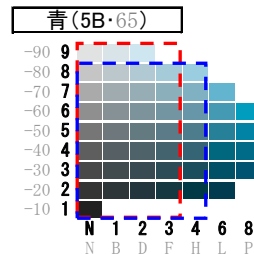
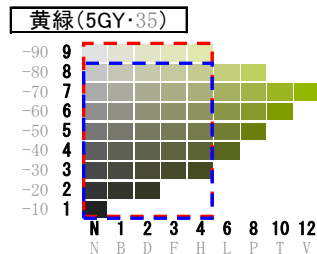
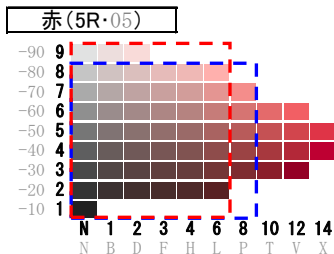
色彩の遵守基準の範囲

屋根及び壁面の基調色については、以下の景観計画に定められたマンセル値の範囲内としましょう。

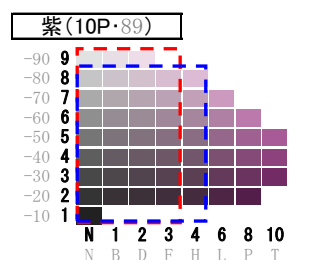
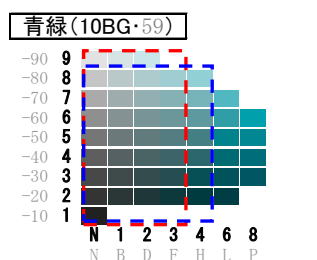
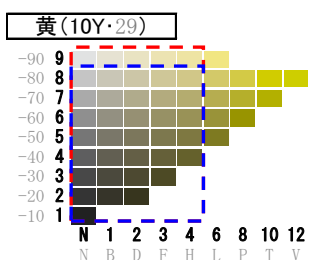
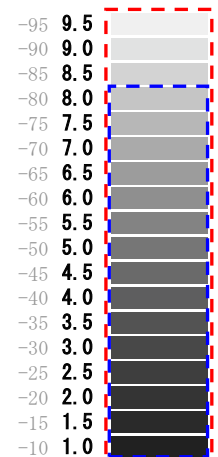
※ 日本塗料工業会色票番号：塗装色を決める際に用いられる色見本の番号です。

※ 印刷した資料であるため、実際の色合いとは異なります。

※ この表は全ての色相・彩度・明度を網羅したものではありません。



無彩色(N)

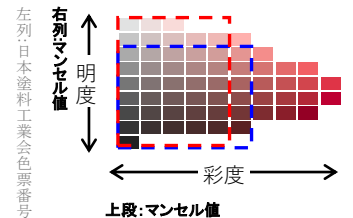


使用できる外壁の基調色

使用できる屋根の基調色

【対照表の見方】

色相 (マンセル値・日本塗料工業会色票番号※)



上段: マンセル値

下段: 日本塗料工業会色票番号

<日本塗料工業会色票番号への変換例>

マンセル値

色票番号

5R 3 / 8 ⇒ 05 -30 P

色相 明度 彩度 色相 明度 彩度

その他関係法令等

景観計画に関連して、以下の法令・制度に基づく手続きが必要となる場合があります。詳しくは、各担当窓口へお問い合わせください。

関連する法令・制度	内容
安曇野市屋外広告物条例	良好な景観の形成と公衆への危害防止を目的として、広告物（看板など）の表示や設置に関する基準を定めています。広告物（看板など）を設置する場合は、許可等の手続きが必要となる場合があります。
景観づくり住民協定	地域住民が主体となって、地域の景観づくりに関するルールを定める制度です。協定区域内で建築物や工作物の建築、広告物（看板など）の設置などを行う場合は、協定に基づく手続きや事前協議が必要となる場合があります。
都市計画法（地区計画）	地域の特性に応じた良好なまちづくりを進めるため、建築物等の用途や形態などを定める都市計画制度です。地区計画区域内で建築物や工作物の建築等を行う場合は、届出が必要となる場合があります。また、地区計画の内容によっては、景観条例に基づく届出が不要となる場合があります。
土地利用条例	良好な土地利用と周辺環境との調和を図るため、一定規模以上の開発事業等を対象とする条例です。事業の規模や内容に応じて、事前協議や承認等の手続きが必要となる場合があります。

関連リンク集

詳しい内容や手続き、各種申請書のダウンロードは、安曇野市ホームページをご覧ください。

安曇野市景観計画・景観条例について

本誌の基となる計画・ガイドラインの全編を公開しています。

<https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/36/10893.html>



安曇野市屋外広告物条例について

看板等の設置ルールを掲載しています。解説書「屋外広告物条例のしおり」もご覧いただけます。

<https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/36/10896.html>



景観づくり住民協定の紹介

地域独自の景観ルールを定める制度です。市内24箇所の締結事例や概要を紹介しています。

<https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/36/99806.html>





朝が好きになる街

安曇野

安曇野市景観計画
安曇野市景観づくりガイドライン
【 概要版 】

令和 8 年（2026年）発行

安曇野市 都市建設部 建築住宅課

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地
電話 0263-71-2242 FAX 0263-72-3569
E-Mail : kenchikujuutaku@city.azumino.nagano.jp